

広島県選挙管理委員会告示第五十三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として、別表のとおり指定した旨、廿日市市選挙管理委員会から報告があつた。

令和八年九月十四日

広島県選挙管理委員会委員長 大 辻 茂

別表

施設の名称	所 在 地	指 定 年 月 日
吉和福祉センター	廿日市市吉和1771番地 1	令和 8 年 9 月 1 日